人事異動

人　事　院

（人材局企画課主任人事交流企画官）　森川　　武

職員福祉局企画官に昇任させる

警察庁に出向させる（三月十七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、三月十七日アイルランド国の国祭日につき、同月十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

公　聴　会

植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第５条の２第２項（同法第６条第６項、第７条第４項、第11条第２項、第16条の２第２項及び第16条の３第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成28年３月18日

農林水産大臣　森山　　裕

記

1　日時　平成28年３月29日午後２時30分から

2　場所　東京都千代田区九段南２丁目１番５号　農林水産省三番町共用会議所

3　意見を聴こうとする事項

⑴　輸入検疫措置の対象となる有害動植物（以下「検疫有害動植物」という。）について、13種類の有害動植物を新規に追加するとともに、３種類の有害動植物を削除すること（規則第５条の２及び別表１関係）について

⑵　輸出国の政府機関による栽培地における検疫有害動植物の付着の有無の検査の対象となる検疫有害動植物の発生地域及び寄主植物について、10種類の有害動植物の発生地域及び６種類の有害動植物の寄主植物を見直し、10種類の有害動植物の発生地域及び寄主植物の組合せを新規に追加し、９種類の有害動植物の発生地域及び寄主植物の組合せを削除すること（規則第５条の４及び別表１の２関係）について

⑶　輸入の禁止の対象となる検疫有害動植物の発生地域及び寄主植物について、９種類の有害動植物の発生地域及び４種類の有害動植物の寄主植物を見直すこと（規則第９条第１号及び別表２関係）について

⑷　輸入の禁止の対象となる検疫有害動植物の発生地域及び寄主植物並びに輸入の禁止の対象から除外する基準（以下「除外基準」という。）について、４種類の有害動植物の発生地域及び７種類の有害動植物の寄主植物を見直すとともに、23種類の有害動植物の発生地域、寄主植物及び除外基準の組合せを新規に追加すること（規則第９条第２号及び別表２の２関係）について

⑸　上記⑴の検疫有害動植物の見直しに伴い、輸入植物検疫規程（昭和25年７月８日農林省告示第206号）第３条第１項第４号の措置の対象となる検疫有害動植物を見直すことについて

⑹　移動の制限の対象となる検疫有害動植物の寄主植物について１種類の有害動植物の寄主植物を見直すとともに、移動の禁止の対象となる検疫有害動植物の寄主植物について１種類の有害動植物の寄主植物を見直すこと（規則第35条の２、第35条の４及び第35条の７並びに別表３及び別表６関係）について

4　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは、同課検疫対策室長）

5　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を平成28年３月25日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100―8950東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）へ提出すること。

⑴　氏名及び住所

⑵　議題に対する意見の概要（意見及びその理由）

6　留意事項

⑴　議長は、公述申込者が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴くことができるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することがある。

⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人の公述時間を制限することがある。

⑶　議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。

イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合

ハ　公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合

⑷　傍聴人が多数となり、全員が公述の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。

⑸　議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。

⑹　議長は、⑴から⑸までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置を採ることがある。

7　意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）

横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57番地　横浜第２合同庁舎内）

名古屋植物防疫所（愛知県名古屋市港区入船２丁目３番12号　名古屋港湾合同庁舎内）

神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎内）

門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎内）

那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町２丁目11番の１　那覇港湾合同庁舎内）

東北農政局消費・安全部安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎内）

関東農政局消費・安全部安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心２番地の１　さいたま新都心合同庁舎２号館内）

北陸農政局消費・安全部安全管理課（石川県金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎内）

東海農政局消費・安全部安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）

近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎内）

中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山県岡山市北区下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎内）

九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本県熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎内）

公　告

諸　事　項

工場財団

北海道苫小牧市字沼ノ端134番地の590**ソーラーパワー苫小牧株式会社**の工場財団に北海道苫小牧市字勇払145番41、145番61、145番194、145番211勇払太陽光発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年３月18日　札幌法務局苫小牧支局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第４９号

北海道登別市鷲別町２丁目32番地１

申立人　社会医療法人友愛会

本籍北海道登別市幌別町４丁目13番地１、最後の住所北海道登別市鷲別町２丁目31番地１恵愛病院内、死亡の場所北海道登別市、死亡年月日平成27年10月18日、出生の場所北海道幌別郡幌別町、出生年月日昭和28年２月２日、職業無職

被相続人　亡　知里　　忠

北海道登別市若山町４丁目47番地25

相続財産管理人　古町　　綾

札幌家庭裁判所室蘭支部